

トヨタは比トヨタに、日本政府は多国籍企業トヨタに 国際労働基準を守らせる義務がある！

フィリピン現地では、アロヨ政権がフィリピン軍と一体化し、フィリピン司法も反動化している。フィリピントヨタ労組の団体交渉開始、233名の解雇撤回はきわめて困難な状態に置かれ、フィリピントヨタ労組指導部の生命すら危険な状態に置かれています。この中でフィリピントヨタ労組を支援する闘いとともに、トヨタの本国である日本での闘い、そしてフィリピン政府とトヨタに対する世界からの圧力がきわめて重要になっています。私たちの日本と世界での闘いを強めることが問われています。

日本政府、多国籍企業の組合つぶしを放置

私たちは日本で二〇〇四年三月T M P C W Aと一緒に「OECD多国籍企業ガイドライン」違反でトヨタを日本外務省ナショナルコンタクトポイント(N C P)に訴えている。しかし、外務省はこれを約四年間も放置し審議を事実上ストップしている。外務省は他の東南アジア日本多国籍企業争議三件でも現地で裁判が進行中であることを理由に審議をストップし、現地の反動的な司法にゆだねている。

この日本政府の態度は他のOECD諸国から批判されているが、日本政府は、労働者の人権を守る義務を放棄し、事実上日本多国籍企業と東南アジア諸国政府が労働組合をつぶすのを待っている。

日本司法「海外の組合潰しは裁けない！」

また、日本の司法も同様の態度をとっている。私達は二〇〇五年二月フィリピントヨタ労組の全造船関東地協への加盟を受けて、労働委員会にトヨタ自動車の不当労働行為の救済を求めた。しかし、県労委はそれを「却下」し、中労委は棄却した。そして、この中労委命令の取り消しを求めた行政訴訟でも昨年八月と一二月、東京地裁、東

京高裁は提訴を棄却した。これら司法機関の棄却の理由は次の内容に尽きる。

「日本の労組法は日本の労使関係に適用されるのであってフィリピントヨタ事件のような海外の労使関係には適用されない」

つまり日本の法律では裁けないというものである。日本政府と日本の司法は、日本の多国籍企業の海外での不当労働行為を「審議しない」「裁かない」という形で擁護している。

世界の基準でトヨタを攻めよう！

トヨタ自動車はフィリピン政府に「争議を解決しないと撤退するぞ！」と恫喝を加えたことに示されるように、多国籍企業の労使関係は国境を越えている。こうして多国籍企業が労働組合を潰し続け、発展途上国政府が労働者の権利を守らないために世界中に労災や環境破壊、貧困が満ちている。労働者が国境を越えてより底辺へ、より底辺への競争を強いられ、世界中に新たな貧困が蓄積されている。

この多国籍企業の時代をふまえ、国連の人権委員会は、各国に対し、海外居住者であってもその国の「権力または実効的支配の及ぶ範囲内に居るいかなる個人に対しても」人権を保障する義務があると宣言している。トヨタ日本本社はフィリピントヨタに対し労働者の団結権、団体交渉権などを守らせる義務があり、日本政府はこの権利をトヨタ本社に守らせる義務がある。

私たちは現在これを最高裁に上告中である。最高裁がこれを棄却する確率は高い。しかし、闘いはここからである。私たちは、自分達の生活を改善するためにも国境を越えた労働者の団結で国境を越えた闘いを行わなければならない時代に生きている。日本の司法が多国籍企業の海外の犯罪を裁かず海外の労働者を救済しないなら、私たちは世界の司法と労働者にそれを問うてみよう。

トヨタ（TOYOTA）は 組合の要求を拒否し

組合をつぶすため

フィリピン政府 を脅した！

三回目の組合結成で団体交渉権を獲得

一九八八年フィリピンでトヨタが操業を開始した。その後二回の労働組合結成の試みが会社によってつぶされた。一九九八年三回目の組合結成が行われ、二〇〇〇年三月フィリピントヨタ労組（TMP CWA）が初めて団体交渉権を獲得した。

しかし、フィリピントヨタは団体交渉を拒否し、労働雇用省に提訴した。そして二〇〇一年三月一六日、フィリピン労働雇用省がTMP CWAの団体交渉権を最終決定した。しかしその日会社は二月に労働雇用省主催のこの団体交渉権をめぐる公聴会へ参加するため「会社を休んだ」組合員二二七名を解雇した。

団体交渉開始、解雇撤回を求めて ストライキ！

フィリピントヨタ労組は三月二八日から団体交渉の開始と解雇の撤回を求めてストライキに突入した。ストライキには現場労働者九〇〇人の内七〇〇人が参加し、二つの工場の生産は完全にストップした。この時点で、トヨタ日本本社はTMP CWAと団体交渉を開始し、二二七名の解雇を撤回することによってストライキをやめさせることも可能だった。しかし、トヨタ日本本社はフィリピンでの争議と生産ストップを公式に認め、そして本格的な反撃を開始した。トヨタ日本本社は組合の要求を拒否したのである。

トヨタ日本本社が フィリピン政府を脅した！

フィリピントヨタは日本人商工会議所に属する他の日系十社とともに貿易産業省と労働雇用省長官と会見した。そこでフィリピントヨタの「トップ役員」は「労働問題がトヨタの有利に解決されないなら資本を引き上げると脅し」、他の

十社も同調した。

いうまでもなく、「資本を引き上げる」と脅すことができるのはフィリピンへ投資しているトヨタ自動車であって、投資されている子会社ではない。つまり、フィリピントヨタ「トップ役員」はトヨタの意志を受けて、トヨタに代わってフィリピン政府を脅したのであり、トヨタ自動車がフィリピン政府を脅したのである。

アロヨ政権はスト中止命令を出した！

アロヨ政権は直ちに動いた。雇用労働省がストライキの一時中止命令を発し、四月五日、九日二つの工場に警官を導入してピケを解除し、争議の管轄権を引き受け、労働者に職場復帰を、会社に労働者の受け入れを命じた。しかし、トヨタは給与の六〇％を支払って被解雇労働者の職場復帰を断固として拒否した。

トヨタ自動車幹部が訪比して圧力！

最後に、トヨタ本社から幹部がフィリピンを訪問して直接フィリピン政府に駄目押しの圧力をかけた。それを受けて八月九日労働雇用省は解雇を容認する裁定を下した。そして、二〇〇三年フィリピン最高裁がTMP CWAの団体交渉権を認め、ILO勧告が団交拒否と解雇を不当だとしたにもかかわらず、トヨタはこれらを見做した。

また、それ以後トヨタとフィリピンアロヨ政権は一体になって全力をあげて御用組合を育成し、二〇〇六年フィリピントヨタの団体交渉権を剥奪し、彼らに団体交渉権を与えた。

トヨタの国境を越えた犯罪は明らかである。そして犯罪は国内に対するものであろうと海外に対するものであろうと裁かれねばならず、被害を受けた労働組合は救済されねばならない。